

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成14年 3月27日(水)
南青山会館 2階大会議室
- 2 開会及び閉会の時刻 15:09～16:19
- 3 出席者
委 員 佐々木会長 有馬委員 飯塚委員 大國委員 大沢委員
太田委員 小澤委員 海瀬委員 加藤委員 久我委員
栗原委員 木平委員 瀬田委員 田中宏尚委員 田中幸雄委員
速水委員 松本委員 安原委員 吉田委員 芳村委員

特別委員 小林一三特別委員

幹 事 関係省庁

林野庁
- 4 議 題
議 事 (1)平成14年度において講じようとする森林及び林業施策(案)
について (諮問・答申)

(2) 保安林整備計画(変更)(案)について (諮問・答申)

5 議事の内容

午後3時09分 開会

事務局 お待たせいたしました。ただいまから林政審議会を開催したいと思います。

初めに委員の出席状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

委員30名の定員のうち、本日は20名のご出席をいただいておりますので、林政審議会は成立いたしているところでございます。

また、本日は後ほど、松くい虫の被害対策につきまして説明の時間がございますので、この関連で松くい虫関係の専門家でいらっしゃいます小林一三特別委員にご出席をいただいております。

ご紹介させていただきます。小林特別委員です。

また、後ほど、私どもの遠藤副大臣が参上いたす予定になっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

会長 本日は、委員並びに各省の幹事の皆様方に置かれましては、ご多忙中、ご参集していただきまして、誠にありがとうございました。

本日の日程でございますが、森林・林業基本法第10条第3項の定めるところにより「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策(案)」、保安林整備臨時措置法第2条の定めるところにより「保安林整備計画(変更)(案)」につきまして、農林水産大臣の諮問を受け、皆さまにご審議をいただき、答申を行う予定にしております。

その後、松くい虫被害対策について報告を受けるということになっておりますので、よろしくお願したいと思ひます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。

まず「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策(案)」「保安林整備計画(変更)(案)」につきまして、農林水産大臣の諮問をいただきたいと思います。

それでは農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくこととお願したいと思ひます。

長官 それでは諮問を読み上げさせていただきます。

林政審議会

会長 佐々木恵彦殿

農林水産大臣

武 部 勤

「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策」について

諮問

森林・林業基本法第10条第3項の規定に基づき、別添「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」について貴審議会の意見を求める。

もう1点でございますが、

「保安林整備計画（変更）」について

諮問

保安林整備臨時措置法第2条第1項の規定に基づき、保安林整備計画を別添のとおり変更することについて、同項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

会長 それでは初めに「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策」につきまして、施策部会においてご論議をいただき、その取りまとめの労をお願いしております。施策部会長の木平先生から検討経過の概要につきまして、ご報告をお願いしたいと思います。

委員 お手元の資料でございます「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」の審議の概要についてご報告いたします。

これについての施策部会における審議は、今年の3月11日に開催しました施策部会で行

っております。この「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」については、森林・林業基本法の規定に基づき、政府が毎年、森林及び林業の動向を考慮して、平成14年度において予定されている予算措置、立法措置等を取りまとめたものであり、国会への提出を予定しております。

施策部会において、この案について検討いたしました。特段の異論、意見はございませんでした。

以上です。

会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、講じようとする森林及び林業施策の内容につきまして、事務局の方からご説明を願いたいと思います。

事務局 それでは私の方からご説明させていただきます。

お手元の資料の資料番号1でございます。「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」と題する資料でございます。

4ページほどページをめくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思っております。まず「1 施策の背景（基本的認識）」といたしまして、森林の機能に対する国民の要請は、多様化、高度化しております。森林の有する多面的な機能の発揮が一層期待されるようになっていると。しかし一方、これまで木材を生産、供給することを通じて森林の整備を担ってきた我が国の林業は、採算性の急激な悪化により、生産活動が停滞してきております。このままでは国民の求める森林の多面的機能の持続的な発揮を確保することが困難になる恐れがあると。このため、森林・林業基本法と、これに基づき策定いたしました森林・林業基本計画に沿って、森林の多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、森林・林業施策を再構築いたしまして、国民が快適で安心できる暮らしや豊かさを享受できるよう所要の措置を総合的に講じていく必要があると。

このような基本的認識に立ちまして、2にございますように7つの分野にわたって、施策を積極的に展開していくということにしております。

まず第1が、多面的機能の発揮のための森林の整備と保全の推進であります。このため、重視すべき機能に応じて、森林を区分しまして、これに応じた適切な整備を進めていくということでございます。

次の2ページをお開きいただきますが、4つ目のパラグラフになりますが、第2は、地

域の森林の適正な整備及び保全に重要な役割を担う林業の持続的かつ健全な発展でございます。このため、効率的かつ安定的な林業経営を育成しまして、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立に向けて、諸般の施策を推進していくということでございます。

3番目が、次の次のパラグラフでございますが、林産物の供給を担う木材産業等の健全な発展と林産物の利用の促進でございます。このため、木材産業の事業基盤の強化等を進めてまいります。

それから第4が、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発とその普及でございます。新たな政策の展開方向に即しまして、戦略的にこれらの技術開発等を進めてまいります。

第5が、国有林野事業改革の推進でございます。国有林野を名実ともに「国民の森林」として管理経営するために、抜本的な改革等を積極的に進めていくということでございます。

次の3ページにまいりまして、第6が、山村地域の活性化でございます。森林等の地域資源を生かした就業機会の創設・確保等、山村地域の活性化対策を進めていくということでございます。

第7が、森林・林業分野におけます国際的取組の推進でございます。以下、このような7つの分野に分けて、平成14年度の予算措置をもとにいたしまして、具体的な施策の内容を以下、記述しているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明のありました「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」につきまして、皆様方のご意見を伺いたいと思っておりますが、何かございますでしょうか。

もし、ご意見が出ないようでしたら、これによろしければ、続きまして保安林整備計画についてご説明をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。

よろしく申し上げます。

事務局 私の方から資料2 - 1から2 - 6の資料でご説明させていただきます。

まず2 - 1の保安林整備計画の概要からご説明申し上げます。

めくって1ページ目からご説明申し上げます。

保安林整備計画の変更の経緯でございますけれども、保安林整備計画は保安林整備臨時措置法に基づきまして、全国を218流域に区分しまして、流域別に農林水産大臣が定めているものでございます。現在は平成6年度からの第5期保安林整備計画に基づきまして、保安林の整備を推進しているところでございます。

このような中でございますけれども、森林及び林業をめぐる情勢の変化を踏まえて、森林・林業基本計画が策定されたわけでございますけれども、その中で森林の保全の確保のため、保安林の指定の計画的推進、保安林の指定施業要件の見直しというものを行うことにしたところでございまして、このため218流域全ての第5期保安林整備計画を一斉変更しまして、保安林の指定計画と保安林における森林施業の方法などを見直すことにしたものでございます。

2ページ目を開いていただきたいと思っております。

第5期保安林整備計画の変更の概要でございます。計画期間は平成6年度から平成15年度ということでございまして、当初計画と同じでございます。

変更計画の重点項目でございますけれども、保安林の指定に関する事項でございますが、当初計画に追加いたしまして、適切な森林施業が実施されないで機能の発揮が危ぶまれている森林などにつきまして、保安林としての指定を計画的に推進するというところでございます。

追加分の指定の基準を上枠に囲って示してございますけれども、1つには適切な森林施業が実施されずに機能の発揮が危ぶまれている森林及び山地災害危険地区周辺の森林などを、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林などに指定するものでございます。

2つ目に、保健・文化・教育の場として期待され、あるいは地域の取組が行われている森林につきまして、保健保安林として指定するものでございます。

それから3つ目として、漁業関係者等による植林が実施されているなど、水産資源の保護上重要な河川両岸等の森林につきまして、魚つき保安林ということで指定するものでございます。

右側の方に、その指定量について数値で掲げてございますけれども、当初の計画の総量が85万8,000ヘクタールでございますけれども、それに追加しまして97万6,000ヘクタールを追加指定するものでございまして、主なものとして、にございます水源かん養保安林が76万

9,000ヘクタールと多いことがわかりただけようかと思ひます。それから魚つき保安林につきましては、当初1,000ヘクタールだったものが1万8,000ヘクタールと、割合で見ればかなり多くなつてゐるということも見ていただけようかと思ひます。ということで、この10年間で右下にございますように183万4,000ヘクタールを指定するということでございます。

3ページを開いていただきたいと思ひます。

保安林の区域内におけます森林施業に関する事項でございますけども、保安林の指定施業要件の基準の見直しを踏まえまして、当初計画に追加しまして、主として平成14年から16年度の間主伐あるいは間伐を予定している保安林につきまして、伐採限度、植栽などに係る指定施業要件を変更するものでございます。

右側の方に参考として、基準の主な見直しということで掲げてございますけども、1つには伐採限度の見直しということでございまして、植栽の義務が課されている保安林に限りまして、択伐率、従来は一律30%だったものを上限を40%にするというものでございます。2つ目に間伐率につきましても、従来原則として20%だったものを上限を35%にするというものでございます。それから、植栽義務の見直しにつきましても、植栽本数の下限を樹種ごとに立地条件に応じて定めるということで、従来は一律3,000本だったものを変更したものでございます。主だったものはこのようなものです。

これにともないまして、左下の表にございますように、整備計画面積の概要でございますけども、追加予定として伐採限度の変更で122万5,000ヘクタール、植採の変更で126万2,000ヘクタールを追加予定とするものでございます。

4ページはそれを図で説明したものでございます。

5ページを開いていただきたいと思ひます。その他に必要な応じた保安林の解除ということでございますけども、当初計画に追加いたしまして、指定理由が消滅しました保安林につきましては、速やかに指定を解除するということでございますので、これも追加してあります。0.5千ヘクタールということで500ヘクタールを追加して解除するということでございます。

次に6ページでございますが、参考といたしまして、これが全国の218流域の流域名でございます。

それから7ページがその流域の、区分図でございます。

8 ページが上段が国有林・民有林別の内訳でございます。また下段が3方向の区分別の内訳を示させていただいています。

9 ページは現時点、13年3月31日現在の保安林の面積ですが、左側が実面積で、右側が重複しているものもございますので延面積を示しているところでございます。

2 - 2 でございますけど、これは218流域別の指定・解除の計画量、それから指定施業要件の変更の計画量を流域別に数字で示しているものでございます。ご参考にしていただきたいと思えます。

それから2 - 3 でございますけども「保安林整備計画変更案に対する意見・情報の募集結果」ということでございまして、これにつきましては2月18日から3月11日の間にインターネットを活用しまして、パブリック・コメントということで意見を聴取したものでございまして、全部で15件、39項目の意見が提出されてございます。

この内容でございますけども、おおむね肯定的な意見が多く、計画案の修正を求める意見はございませんでした。

なお、今後の検討課題が2件、指定施業要件の基準の見直しの森林所有者への周知、あるいは保安林の制限に対する優遇措置、それから保安林整備計画変更案以外に対する意見が3件提出されてございまして、これらについては今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから2 - 4に入ります。全国218流域ありますけども、特に代表的な例ということで信濃川流域を事例としてご説明させていただきます。2 - 6にあります信濃川流域の「保安林整備計画(案)」、このような形で218流域の計画を変更することにしてございすけども、その概要について2 - 4でご説明申し上げたいと思えます。

2 - 4の1ページを開いていただきたいと思えます。信濃川流域を選んだ理由は、日本の森林率とほぼ同じ割合の森林率であるというようなこと、あるいは都市部から山間部まで幅広く含まれておりまして、また、全流域の中で一番広いということもございまして、ここを選んで説明させていただくことにいたしました。ここにございすように、北アルプスあるいは八ヶ岳連峰から新潟市まで流れている川でございまして、途中、長野市とか新潟市とか大きな街も含んでいるというところでございます。

2 ページ目を開いていただきまして、現時点での保安林の配備状況でございますけども、緑の部分が水源かん養保安林、茶色が土砂流出・崩壊防備保安林、その他災害防備のため

の保安林が橙、保健保安林が赤というふうになってございますけども、左上の図にございますように、森林の約49%が保安林として指定されているところでございます。

右側にございますように水源かん養保安林につきましては、長野県及び新潟県の上流部の各水源地域の森林を対象に配備されてございますし、それから土砂流出防備保安林、あるいは土砂崩壊防備保安林につきましては、糸魚川静岡構造線沿いの急峻な地形の森林などにつきまして、あるいは人家裏や集落周辺の森林について配備されているところでございますし、海岸部におきましては、飛砂防備保安林が配備されてございます。その他に優れた景観や自然環境を保全するために必要な森林などを対象に保健保安林が配備されているところでございます。

3ページを開いていただきたいと思いますが、こういう状況を踏まえまして、さらに今回、追加して指定する部分でございますけども、水源かん養保安林につきましては、ちょっと見づらいかもわかりませんが、緑で示させていただいてございますけども、臼田町、あるいは長野・新潟県境付近の水源地域の他に、各水源地域に分布する森林を対象に指定を計画してございまして、21市町村で計画をしております。1市町村当たり約220ヘクタールというふうになっております。

それから土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林は、42市町村で人家周辺なり公共施設の周辺で指定を計画してございまして、1市町村当たりの面積につきましては、水源かん養保安林に比べれば少ないわけでございますけども、約33ヘクタール、約4ヘクタールというふうにそれぞれなっているところでございます。それから保健保安林については、1カ所松之山町で15ヘクタールほど計画をしているというようなことでございます。

4ページでございますけど、事例写真をつけさせていただいてございますけども、右側にございますように手入れ不足のために立木が過密で不健全な状態になっているところにつきまして、森林の機能の発揮に支障を及ぼす恐れがある森林を水源かん養保安林に指定することにしているところでございます。

それから5ページ目でございますけども、土砂流出防備保安林は、上のほうでございますけども、山地災害危険地区周辺に指定された森林につきまして、土砂流出防備保安林に指定するというようなことにしてございます。それから右下の方が土砂崩壊防備保安林でございますけども、山地災害危険地区周辺に指定された森林の周辺を、こちらの方は崩壊を防備するというので、土砂崩壊防備保安林に指定するという計画にしているところで

ございます。

6 ページでございますけども、保健保安林につきましては、自然とのふれあいを目的として、多くの人々に利用が期待されている森林を保健保安林に指定をするということにしております。

それから、この流域は魚つき保安林の計画はございませんので、2 - 5 でございますけども、魚つき保安林の指定計画事例は、北海道の例をとりましてご説明申し上げたいと思います。水産資源の保護上、重要な河川兩岸の森林などにつきまして、魚つき保安林に指定することを計画するものでございますけども、根室地区の別海町内を流れます床丹川周辺では、漁業協同組合、その婦人部を中心としまして、植樹活動を熱心にやっていたというところで、この部分につきまして、魚つき保安林に指定するという例でございます。

このような内容を保安林整備計画ということで、2 - 6 のような形でまとめさせていただいているというところでございます。

私の方は以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明のありました「保安林整備計画（変更）」につきまして、みなさまのご意見を伺いたいと思いますが、何かございますでしょうか。

委員 実は最初の5 ページにあります保安林の指定の解除の関係ですけども、明日、地方分権の関係で委員会が開かれる中で、保安林の解除に関しては市町村長が一番よく地域の実状をわかっておるので、何とか解除の関係については市町村の権限の方へ移譲するようなことを申し上げることになっております。この辺だけ1 つ、直接的な関係はないかわかりませんが、そういう動きを私の方はしておるわけです。

ちなみに私の岐阜県では、保安林の指定の解除のときは、公共道路をつくる時にほとんど解除をやっておるような形に申請しておるわけなんですけども、この辺のところも道路を建設する場合には道路を整備する知事なり、市町村長などで何とか解除できる方法がないだろうかということを一応、検討する形になっておりますので、ひとつこの辺だけは、今日直接な会議かわかりませんが、そういう動きをしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

事務局 保安林の解除につきましても、特に公共用とかいうものについては、必要なも

のについては、市町村長さんの意見も伺って適切に解除しているところでございますのでご理解賜りたいと、よろしくお願い申し上げます。

会長 他に何か。

これは流域でいろいろと考えられてるわけですから、それはそれなりの関連がいっぱいあちこちで出てきている。どちらかという、少しずつは今までとはちょっと違った方法になってきてるんですね。要するに流域全体の中で、保安林の位置だとか、そういうことを考えながらやってるわけです。

事務局 この流域ですね。この流域につきまして 218というのは、今のご説明したところも長野県、新潟県にまたがってございますけど、まさに保安林といいますか、水の流れが川上から川下というふうに、まさに流域に沿った形になってございますので、行政区界には縛られないで計画をつくっているところでございます。

会長 他に何かございますでしょうか。

委員 この計画自体はまったく問題ないんですが、保安林の中でいろんな治山事業が行われている段階で、ここにはそういう旨のことが書いていないので、直接的に関係ないのかもしれませんが、最近、木材の使用が大変積極的に取り入れられていっているという実例も先程も拝見したんですけど、まだ地域によってはなかなか末端の県のレベルでは設計の担当者の方々の認識がまだ低いところが地域によって見受けられるような気がするんですね。

これは安全の問題が大変優先されるというふうなこともございますので、全面的にというわけにいかないのは重々承知の上で、なるべく積極的に使えるように、あるいは使っていただけるように、これは誰も反対しないことだと思いますし、ぜひとも。木材であれば、ほとんど地域のものを使うというふうなことに結果的にはなりますので、地域の産業の勃興の一助にもなりますので、その辺、より強いご指導をというか、推薦とっていただいた方がこの時代はいいのかもしれませんが、お願いしたいと思っています。

事務局 治山事業、森林土木事業で木材を使うことは大変重要なことと思っまして、従来から指導しているところございまして、例えば、京都府なんかではパイロット事業で木製の治山ダムを積極的に作って、これは林政審議会の先生方にも京都で地方懇談会をやったときに現地を見ていただきましたけど、そのような形で積極的にやっていますので、そういうのを全国に広げるというような取組をやったり、あるいは歩掛なんか新しいも

のを即適用できるような形でいろいろ努力してますので、一生懸命やりたいと思いますので、引き続きご指導を賜りたいと思います。よろしく願い申し上げます。

会長 他に何かありますでしょうか。よろしいですか。

懇談会に比べて非常にスムーズに終わって、よろしいでしょうか。

それではただいまのいろいろのご意見が出ましたけども、修正のご意見というのはなかったように思うんですが、それでよろしいでしょうか。

もし、これでご意見が出尽くしたようでしたら、本日、農林水産大臣からの諮問によって「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策」「保安林整備計画（変更）」につきまして、本審議会の意見を求められたものですがけれども、特段の意見がございませんので、妥当であるという旨の答申をしてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 どうもありがとうございました。それではそうさせていただきますと思います。

非常に早く終わったんですが、副大臣はまだお見えにならない。

それでは案文を2ついただきましたけども、1つは「平成14年度において講じようとする森林及び林業施策について」ということで、「平成14年3月27日付け林政企第122号をもって諮問のあった『平成14年度において講じようとする森林及び林業施策（案）』について、下記のとおり答申する。この諮問は妥当であると認める。」

この案でよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 もう1件ございまして、「保安林整備計画（変更）」についての答申でございます。

「平成14年3月27日付け13林整治第2296号をもって諮問のあった『保安林整備計画（変更）』について、下記のとおり答申する。この諮問は妥当であると認める。」

これでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 どうもありがとうございました。この2つをお認めいただいて。

それでは本当は大臣が来られた後での話でございましたけども、ちょっと時間がございますので、松くい虫のご説明を先にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ではよろしく願います。

事務局 お手元の資料3に基づいてご説明をさせていただきます。

「平成12年度松くい虫特別防除の効果調査及び薬剤防除安全確認調査の結果について」ということをごさいますて、2枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。

平成12年度松くい虫特別防除の効果調査についてということでございます。この調査の概要については1にお示しをしておりますけれども、まずその趣旨でございますけれども、「本調査は、航空機を利用して行う薬剤による松くい虫防除（以下「特別防除」という。）の効果を把握するために、特別防除を実施している地域において」被害の推移を調査するものでございます。実施県につきましては32県となっております。

それから（3）にお示ししてございますが、調査区の設定でございます。調査区の設定に当たりましては、まず特別防除を実施している松林、それからこれの対照区として特別防除を実施していない松林をそれぞれを設定することとしてございまして、なお、同じような条件での調査をするために、尚書きに書いてございますが、特別防除以外に伐倒駆除、いわゆる被害木を林外へ運び出す等の措置をしている場合については、対照区である非特別防除区においても同様の作業が行われていることが確認されている所としております。

調査区の面積については、原則1調査区当たり1ヘクタールということで、特別防除区1カ所に対して、非特別防除区2カ所を設定するということでございます。非特別防除区の林相等につきましては、特別防除区と類似の箇所を選定するという設定でございます。

被害の把握につきましては、当該年度に発生をいたしました被害木の本数の割合、いわゆる被害本数率によって毎木調査をしているところでございます。

大きな2番目でございます。平成12年度の調査区の概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず特別防除を実施した32県のうち、1県についてはスポット散布という形になってございますので、残りの31県が航空機を使った全面的な散布という形になってございます。対照区のとりの方の中で（2）にお示ししてございますが、非特別防除区の設定が本来は2カ所であるべきところでございますが、適地がないということで1カ所になっている県が1県ございます。

それから都道府県の方から私どもの方へご報告をいただいたわけでございますが、実施した箇所を見た場合に、先程申し上げましたような、いわゆる特別防除区と大きく林相等

が異なるということで、今回の集計の対象から外させていただいた県が2県ございます。その他の県については、先程のご説明のとおり、1カ所に対して2カ所の対照区を設けたという状況でございます。

3番目、この調査の概要でございますけれども、1枚めくっていただきまして、2ページをご覧くださいと思います。

調査結果の概要について、まず1番目、全調査区の平均をそこに書いてございまして、被害本数率で申し上げますと、平成12年度特別防除区は被害率でいうと0.7%、これに對しまして、特別防除を実施していません非特別防除区は12%という被害が発生してございます。これにつきましては、備考に書いてございますけれども、スポット散布を除く31の特別防除区及びその特別防除区に對照の形で設置をしました非特別防除区58カ所について、全体を平均してお示ししてございます。

さらに2番目でございますけれども、それぞれ被害発生本数の階層別にお示したものでございまして、特別防除区の12年度の欄をご覧くださいとおわかりいただけるかと思いますが、特別防除区におきましては1%未満、被害が限りなく少ない箇所が全体の約8割を占めてございますし、その他の防除区においてもおおむね4%未満の被害にとどまっております。他方、下段になりますけれども、非特別防除区の12年度の欄につきましては、1%未満については約2割にとどまっているばかりでございまして、その他に、表にあるとおり各階層にわたって被害が発生をしている状況でございます。特に15%以上という非常に大きな被害の発生を受けたところが全体の15.5%、約6分の1を占めるというような状況になっているところでございます。

大変恐縮ですけど、1枚戻っていただきます。

以上のような結果に鑑みまして、特別防除区では非特別防除区に比べまして、被害程度が総じて低くなっているというようなことから、この松くい虫の特別防除の効果はあがっているというふうに考えているところでございます。

引き続きまして3ページに移らせていただきます。

3ページは薬剤防除の安全確認調査でございます。この調査の趣旨につきましては、昭和52年から実施をしてございまして、先程と同様に航空機を利用して薬剤による松くい虫防除を行ったところの自然環境、あるいは生活環境、こういったものへの影響を把握するために、以下、ご説明いたしますけれども、林木、下層植生、野生鳥類、昆虫類、土壤動物

及び水生動物への影響、並びに土壌、河川水、大気における薬剤の残留について調査をしてございます。この調査の実施県につきましては、12年度は9県にお願いをして実施をさせていただいたところでございます。

(3)の調査の内容のところでございますけれども、これも先程の効果調査と同様に特別防除を実施する箇所と、実施をしない無散布箇所にそれぞれ分けてございます。ただ、この場合は面積的に2ヘクタールを調査区として設定させていただいているところでございます。

平成12年度薬剤散布の概要について、(3)のにお示ししてございますけれども、2回散布する箇所につきましては、おおむね5月下旬から6月下旬に1回目を、さらに2回目を6月中旬から7月中旬にそれぞれ実施してございまして、使用した薬剤についてはMEP、商品名スミパインという薬剤の乳剤タイプを、そこに書いてございますが、原体を15から36倍に薄めて散布をしてございます。それから2段書きになって、下に「1回」と書いてあるところ、これにつきましてはスミパインのマイクロカプセル剤、いわゆる被膜をした薬剤を散布するものでございまして、これについては6月中旬に1回撒きをさせていただいております。

こういった散布結果を大きな2番目の調査結果の概要として取りまとめてございますが、これも大変恐縮ですが、先に4ページ以降をご説明をさせていただきたいと思っております。これは先程ご説明いたしました9県から、私どもに報告があったものを総括的に取りまとめたものでございます。

まず調査項目1の林木及び下層植生における(1)の林木でございましてけれども、薬剤散布による影響は認められなかったという結果になってございます。それから(2)の下層植生についてでございますけれども、9県のうち1県においてはイネ科の植物の葉っぱに淡褐色の斑点が認められたという報告がございまして、この場合も落葉、ないしは枯死には至っていないという報告をいただいておりますし、その他の県では薬剤の影響は認められなかったということでございます。

それから、大きな2番目の野生鳥類でございまして。野生鳥類につきましては種類数、生息数並びに営巣野鳥の繁殖状況について調査してございまして、これにつきましても、薬剤散布の影響と思われる傾向は認められなかったという結果になってございます。

大きな3番目、昆虫類でございまして。(1)の昆虫類につきましては、まず中層・下層に

生息する昆虫類について調査をしてございますけれども、9県のうち5県で生息数、残る4県では種類と生息数がそれぞれ薬剤散布後に減少してございますけれども、これにつきましても半月ないし1カ月後にほぼ回復をしているという状況でございます。

それから地上を徘徊します昆虫類についてでございますけれども、これにつきましても9県のうち1県で生息数が、それから2県で種類及び生息数が薬剤散布後、減少してございますけれども、これにつきましても半月から1カ月後にほぼ回復をしているという状況でございます。他の6県でございますけれども、これにつきましては種類、生息数とも一定した傾向は認められずということで、昆虫の季節的影響が大きいのではないかとというような報告をいただいております。

(2)の死亡昆虫でございます。死亡昆虫につきましても、拾い取りで調査してございますけれども、多くの県で総じて1回目の散布に比べて、2回目の散布後は減少する傾向、あるいは散布後2日目に比べて7日目が減少するというところで、薬剤の残留効果等を鑑みて、こういう傾向が表れたのではないかと考えています。

大きな4番目の土壌動物でございますが、土壌動物につきましては中型の土壌動物、大型の土壌動物それぞれ調べてございます。中型の土壌動物については5県で、大型の土壌動物につきましては4県で、時間の経過とともに生息数の減少が認められたわけでございますけれども、ただ、このことが今回の薬剤の散布による影響かどうかというような一定の傾向は認められなかったという報告をいただいております。その他の県につきましても、具体的に薬剤の影響と思われる傾向は認められなかったという報告をいただいております。この場合、変動の原因でございますけれども、変動の原因につきましては、その時々々の気象条件、種類数及び生息数の土壌条件、ないしは季節変動といったものが影響が大きいのではないかとということで報告をいただいております。

次に5ページに移らせていただきます。

5番目、水生動植物でございます。まず(1)の魚類でございますけれども、全ての県で薬剤の影響と思われるような遊泳異常、形態の異常といったものは認められなかったということでございます。なお9県のうち4県で死亡魚が認められたわけでございますけれども、1県につきましては大雨の増水による死亡、いわゆる圧死でございます。3県につきましても死亡魚体を検査したところ、薬剤は検出されなかったということでございます。これらの死亡魚の原因につきましては、水温上昇による酸欠、あるいは魚類を輸送する際、

あるいは養殖池に放した際の環境の悪化といったものが原因ではないかというふうに考えられております。また7県で魚体から具体的には、いわゆる死亡していない魚から薬剤の検出が認められたわけですが、これについても時間の経過とともに濃度が減少してございます。それから、他の県については魚体から薬剤の検出はされなかったということでございます。

次に(2)の水生昆虫でございます。水生昆虫につきましては1県で散布後に生息数が減少しましたけれども、散布後30日目、いわゆる1カ月程度で回復をしたという報告がございます。また6県においては種類数、個体数の変動はあったわけですが、これが薬剤による変動だというような具体的な実証は挙げられなかったということでございます。また、残る2県につきましては採取個体数が非常に少のうございましたので、十分な検討ができなかったという報告をいただいております。

次に(3)のミジンコでございます。これにつきましても5県で種類数、個体数とも薬剤による影響による減少は認められなかったということでございますし、残る4県ではミジンコの採取等が十分にできなかったということで報告を受けてございます。

次に(4)水生植物、藻類でございますけれども、藻についても調査を行った6県では、色調等に薬剤散布の影響と思われる傾向は認められなかったということでございます。残る3県につきましては、水生植物の採取が十分にできなかったということで報告を受けてございます。

最後に6番目、土壌、河川水、大気への薬剤の残留性についてでございますけれども、まず土壌につきましては、散布後にいわゆる薬剤の検出はされたわけですが、その後経時的に減少いたしまして、散布後3カ月後には検出限界値未満ないしは、0.01mg/kg以下の非常に微量な値になっていたということでございます。

(2)の河川水についてでございます。これにつきましても散布後、検出されたところでございますけれども、おおむね散布後5日目には検出限界未満値になっているところがございます。

(3)の大気についてでございますけれども、大気についても同様に、散布後4日目には検出限界値未満となっているという状況でございます。

大変恐縮でございます。3ページに戻っていただきます。

ただいま説明をいたしましたように、12年度の調査におきましては、例えば昆虫類では

散布後、生息数あるいは種類数等、減少するわけでございますけども、1カ月後までにはおおむね回復しているというような状況など、各調査報告にわたって影響はいずれも一時的なものというふうに判断されているところでございます。特別防除による自然環境への大きな影響というものは認められなかったというふうに考えているところでございます。

なお昭和52年に、この調査を開始して以降、昨年11年度までの調査においても同様の結果を得られているということでございます。

私の方からの説明は以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

何かご質問とかご意見はございますでしょうか。

委員 先生がお見えになってると聞きましたので、お尋ねするんですけども、私の町でも、実際いつも伐採して、薬品で封じ込めをやっておるんですけども、それでも次から次へと被害が発生してしまうんです。何とかその薬品の効果はあるのかについて、議会でもいろいろと質問を受けるんですけども、これは信じてやっているんだから、もうそれでいきますと言っておりますけども、実際は次々と被害はでます。それは大気汚染かもわからないということもテレビでやりましたので、この虫だけではないのではなからうかという思いもあるんですけども、岐阜県でもだんだん、一時増えていた被害がちょっと下がったんですけども、また温暖化と少雨ですね、雨が少なくなってきたという影響かで、またちょっと伸び出してきたものですので、ここら辺を非常に心配しているわけです。

もう一つは私の町では、ちょうど中仙道と東海道を結ぶ脇街道の美濃路という街道に53本の明治初期の松の木があるんです。これを1本1本いつも若者が菰巻きをやったり、消毒したりして維持はしてるんですけども、果たしてこれがきちんと生きるかどうか、また後でお聞かせいただきたいなというふうに思っております。松くい虫の対策では本当に困っておりますので、またよろしく願いしたいと思っております。ご指導をいただきたいということでございます。

会長 その辺についてはまた後ほど、いろいろと教えてください。

これはなかなか立派な報告なんですけど、どこかで公表されているんでしょうね。やっぱりこれはどこかで公表しておいたほうがいいんじゃないかな。

事務局 基本的にこの審議会のご説明をさせていただいて、公表扱いでございます。今は、情報公開の世でもあるわけでございます。基本的には、データについては公表して

いくという考えでございます。

会長 それでは副大臣がおいでになりましたので、元に戻らせていただきたいと思いま
す。

それでは遠藤副大臣に答申書をお渡ししたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

農林水産大臣

武 部 勤 殿

林政審議会

会長 佐々木恵彦

「平成14年度において講じようとする森林及び林業の施策」について

平成14年度3月27日付け林政企第122号をもって諮問のあった「平成14年度において
講じようとする森林及び林業の施策(案)」について、次のとおり答申する。

この諮問は妥当であると認める。

もう1件ございます。

農林水産大臣

武 部 勤 殿

林政審議会

会長 佐々木恵彦

「保安林整備計画(変更)」について

平成14年3月27日付け13林整治第2296号をもって諮問のあった「保安林整備計画
(変更)」について、下記のとおり答申する。

この諮問は妥当であると認める。

遠藤副大臣 どうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。

会長 それではここで遠藤副大臣からごあいさつをお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いしたいと思います。

遠藤副大臣 委員の皆さま、今日は誠にありがとうございました。また長時間にわたりまして、ご審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ただいま、ご答申いただきました「平成14年度において講じようとする森林及び林業の施策（案）」並びに「保安林整備計画（変更）」のご答申につきましては、その施策が万全に行き渡るように、農林省を挙げて全力で取り組むつもりでございます。今まで以上に皆様方のご指導とご鞭撻、さらに忌憚のないご意見を賜りたく心からお願いを申し上げる次第でございます。

ご承知のように、先のマラケシュの会議におきまして、森林の地球温暖化防止にかかわる役割というものが明記されたところでございます。私どもといたしましても、昨年の通常国会において、森林・林業基本法というものを置かせていただき、10月には森林・林業基本計画を立てました。そして今、皆様方から14年度において講じようとする施策についてご答申をいただいた次第でございます。今さら申し上げるものでもございませんが、私ども農林水産省は現在の武部、遠藤という体制になりましてから、森と海は私達の命のふるさとというふうに位置づけ、かつ私自身も森なき民は滅び、農なき国は衰退するという理念のもとに農林水産行政の漫々にわたる施策の推進について、あるいは見解について、心致しているところでございます。

今も、報道によれば2,000人近い死者があるというアフガンの大地震であります。今も局地的な戦争が続いている中で、ああいう大きな不幸が重なっているわけでありまして。しかし、テレビで見るアフガンの山野は茫漠たる砂礫と砂の世界でありまして、無の世界と言ってもいいんじゃないでしょうか。しかし、あそこにはタリバンが破壊したガンダーラの石仏があった。かつてはアレキサンダー大王の遠征の地でもあったわけです。文物も何もなければ遠征の地とはならなかったわけでありまして、多くにはすばらしい文化が栄えておったはずで、そしてそれを支える人々と豊かな食料があったに違いない。それが今やああした茫漠たる、荒涼たる世界に変わり果てた。まさしく森なき民は滅び、農なき国は衰退することを歴史が証明しているのかなと思っております。私どもはそうした中で、

国民の皆様方に安全でしかも安心できる食料を供給する、あるいはきれいな水、空気、そして良好なる環境といったものを支える意味での山村、林業の見返りを考えているわけで、その重責は非常に大きいと思っておるところであります。今後とも、皆様方からの忌憚のないご意見を賜りながら、それを生かしていく、そういう体制をつくってもらいたいと思っています。

末尾になりましたが、昨年9月、我が国で最初の狂牛病が発生いたしました。折からの不景気と相まって、国民の消費生活経済にも甚大な影響を与えていることを深刻に受けとめ、重大な問題として受けとめております。なによりも感染源を追求し、かつ感染経路というものを明らかにし、そして絶対に安心できる監視安全体制というものを整えまして、徹底的に整えて、大きく揺らいだ国民の食と農に対する不信を払拭すべく、全力を挙げてまいりました。おかげをもちまして、現在はと畜学会において全頭検査という世界に類例を見ない検査体制を敷いておりまして、安全な牛肉しか市場には出回らない体制をとりました。

しかし、ようやくそうしたことが落ち着いてまいったかなという兆しが見えた今年に入りましてから、偽装牛肉であるとか、表示の書換え、偽装といいますが、不祥事が相次ぎまして、何で一体こんなに越えてはならない垣根をあっさり越えてしまったんだろうかと慙愧の思いでおるところでございます。しかもそれが人材も組織も揃った大きな企業において行われる、恒常的に行われていたということについては、本当に憤慨に堪えない次第でございます。さはさりながら、食のグローバル化によって、いろんな国々の食品、我々の口に入るものが出回っているわけでありまして、今後とも動植物、あるいは食品のいわば水際合戦、警備等々において万全の体制を敷くべく、ただいま参議院において予算が成立しましたが、予算に盛り込んでおるところでございます。言ってみれば、田中真紀子さんの言葉を借りるわけではありませんが、日々炎のような思いで過ごしておられる国民の皆さん方とその生活を思うときに、国民生活に直結する行政を担当している我々としては、まさしく農場から食卓へ、山から食卓へ、海から食卓へという、その気持ちを忘れないようにして、全力を尽くしてやっていくことが皆様方の答申に応える最大の道であろうと、決意を新たにいたしているところでございます。

今日は、本当ならば大臣がお受け取りするわけですが、今申し上げたように、たった今、参議院予算委員会が開かれ本会議が開かれているものですから、大臣が来られなくて、大

変申し訳なく思っております。お詫びを申し上げ、これまでのご審議のご労苦に厚く御礼を申し上げまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

会長 副大臣、どうもありがとうございました。

副大臣におかれましては、所用のため、ただいまをもってご退席されるということになります。ご多忙中、本当にありがとうございました。

それでは先ほどの松くい虫被害対策について、もし何かご意見、ご質問がございましたら、お受けしてもよろしゅうございますが、いかがでしょうか。

事務局 先程の田中委員からのお願いということでございますが、原因の関係だけ、今さらということではあるんですけどもご説明させていただきたいと思います。

要は我が国で発生しております松くい虫につきましては、先程言いましたようになかなか被害が終息に至っていない状況でございます。総体的には被害は減少しているわけでございますけども、被害が終息に至っていない関係で、どうも原因が別にあるのではないかなというようなお話も事実あるわけでございますけども、こういった我が国のクロマツ、アカマツを主体とする二葉性の松に激害をもたらすのは旧林業試験場、現在の森林総研の研究プロジェクトで発見されましたマツノザイセンチュウであることは、これは世界的な認識が一致したというんでしょうか、定着しているところです。ただ、その他に松を弱らせて、被害を加速させるという意味合いで、先程の委員のような発言は内容事実あるかと思えます。

それで、後ほど、小林先生にもご発言いただきたいと思うんですけども、私どもの行政サイドから見ますと、一生懸命やってはいただいているんですけど、どうしても松の枯れ枝が林地内に残るとか、必ずしも昨年度に発生した被害木をきれいに全部除去できていないというようなものが散見されまして、それが翌年での被害の発生源になるということで、さっそく副大臣の言葉を引用するのは恐縮なんですけど、いわゆる松くい虫につきまして、やはり監視体制が非常に重要でございますので、やはり林内でちょっと赤くなったなというのを、その木を的確に処理することが重要で、そこを1本ぐらいいいやという、次の年にはそれが100本ぐらいになっていて、あっという間に林内全体がやられるということでございます。それだけザイセンチュウの毒性は強いというふうにご認識をいただければと思います。

特別委員 田中委員から現場で直接、松くい虫被害対策に携わっている方々の本音といましようか、率直なお気持ちが伝えられましたけれども、本当におっしゃるように、はたしてこれは薬が本当に効いているんだらうかというふうなこと、それから大きな貴重な松、これは将来まできちっと枯れさせずに子々孫々へ残せるのかとさまざまなご心配があたりかと思えます。

原則的に言いますと、100パーセント防除するということは現場ではなかなか難しいんです。研究者が十分な条件を揃えて、実験しますと100パーセント防除は可能です。現にビニールで被いまして、被害をNCSという薬で燻蒸する、これなんかは本当に100パーセント効くんです。ところが山でやりますと、どうしてもビニールに穴があいたり、裾を抑えるために土が必要ですよ。土が十分に取れなくて、裾があいてしまうとか、要するに試験と現場の防除の格差といましようか、これはどうしても出てくるものです。ですから現場では、100パーセントということが実現するのは、はっきり言ってかなり難しい。

そういうわけで100パーセントということは、現場では非常に達成できにくい。まして昭和52年の特別措置法以後、もう20数年たちやはり25年もたってきますと、現場に応じてきめ細かな防除をすることが大切なのですが、処方箋どおりにこなすというふうな気持ちが人間ですから起きてくるのも致し方がない面もあります。

それともう一つ、私は今、秋田、東北にいるんですけど、1990年と2000年ですね、これを比較してみますと、先程おっしゃった高温少雨の影響、これはやはりそう思わざるを得ない現象を如実に見ております。一生懸命やっているのにどうもというお気持ちは本当によくわかるんですけども、ここをやはり乗り越えていただくことが被害を減らす基本になるんじゃないかなと思います。貴重な木につきましては、今なかなかいい樹幹注入剤等ができておりますし、それなりにお金はかかるかもしれませんが残すことはできます。

事務局 100パーセント防除できないという意味は、松くい虫被害を1%未満の微害型に抑えていくことによって自然枯損による推移と同程度の水準にするという意味であり、例えば1年単位で3,000本ぐらいの松が生えている場合、その0.3%が被害を受けるとすると1年で10本が枯れ50年間では500本枯れて2,500本の松が残ります。これは自然の推移の中で松が枯れたり、あるいは風害にあって倒れたりという推移の水準であり、そうした水準に押さえ込んでいくという意味合いで100パーセントゼロにすることはできないと

いう意味であります。防除をやって、今の激害型をそういった微害型の水準に抑え込んで、あとは自然の推移の中で、松が枯れていたり、また新しく植えて松林に戻っていたりすることにより決して松がなくなることはない訳です。そういう状況にまで頑張っ、松くい虫を微害型に抑え込んで自然の状態にするという意味合いで、ゼロにすることはできないということでございますので、私の方からちょっと余計なことですけど、一言だけ言わせていただきました。

会長 どうもありがとうございました。

他に何か。もうよろしいでしょうか。

委員 先程の温暖化対策等の大綱等について、それから今回の答申等について異論があるわけではございませんけども、私が最近感じていることは、地球温暖化防止等についての新聞論調、それから報道関係で議論が出る、いろいろとされてるわけですけども、その中に先程、会長が言われましたように 3.9%を担うにもかかわらず、その議論の中にほとんど森林という言葉は私は見えていません。ということは、こういうのは非常に立派につくっていただくのは結構なんですけども、マスメディアにちゃんとそれが伝わっていないんではないかということをお大変私は危惧しております。

そういう点で、今回のやつの吸収源の話にとにかく特化されているような印象を私は受けているんですね。むしろ吸収源も大切であるけれども、使うことも大変重要だという、このセットの議論がなかなかいっていないんではないかと。吸収をすることによって、もう他の分野は関係ないやというような、したがってほとんどの議論が 0.5%の範囲内で議論をされているように私は感じるんですね。そういうことを考えますと、そういう点で、林野の分野だけで省庁間だけの問題ではないので、特に利用するという面は、むしろ他の分野からの積極的に使うという、あるいは協力ということが大変重要だと思いますので、ここには立派に書いてあるわけですけども、これが意外と伝わっていないんではないかということをおちょっとお願いしたいと思っております。

会長 その辺については長官もそうですけど、あちらこちらでそういう話をしていまして、例えば家を建てることは先生がおっしゃっているように森林をもう一回都会につくることであるとか、それからバイオマスを使わなきゃいけないって、バイオマス・エネルギーとか、そういうことも含めて、生物資源全体を使うことによってカスケード型の利用をする。何とか地域で、要するに大都会ではできないんですけど、地域でやるとか、そ

うことを全部ひっくるめて、これから。先生もよろしくお願ひしたいと思ひます。これは本当に大切なことだと思ひます。

委員 というのは、どうも言葉が少し難しくて、一般の方々に受け取られていないのではないかと、このことを若干気にしてありまして、我々はみんな知っているんですけども、そのあたりをちょっとご議論いただければというお願ひでございます。

長官 確かに人為活動したものがカウントできるとか、森林整備を進めなきゃいけないとかという言葉になっておりますので、じゃあ具体的に何なんだということがなかなか今の段階では見えていないのではないかと、このように思っているわけです。そういう点で、今回10カ年対策をつくりたいということで、大綱の中にもそれをつくることについて認めていただいておりますが、もう少し本当に何をしていくのかということをも具体的に出していくということがまず必要ではないかと。それを実施していくにはどうしたらいいのかということまで含めてご議論いただくということが、国民の方々にもわかりやすくなるということだろうというふうに思っていますし、また、そこまでやらないと、実はマスコミの方々もなかなかわかっていないのではないかと。

今回も実はいくつかの新聞では、森林の問題も取り扱っていただいておりますけども、書かれてるのは、森林・林業基本計画を完全実施すればできるというようなことを記述されてありまして、完全実施の意味がどういう意味なのかということまで、多分ご理解されていないというふうに思うところでございまして、いずれにしましても、この10カ年対策をいかに国民の方々も参加をしていただいた中でつくり上げ、それを実行していくのかということをお我々としては考えていかなければいけないというふうに思っております。言われたとおりだというふうに認識をしているところでございまして。

会長 これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何か。

委員 今年の1月2日に雪の関係ですけども、私の岐阜県では、ある部分的なところも多いんですけども、いわゆる水分をものすごく含んだ雪の場合、雪によって倒木がかなり出たんです。それらでいって県下全体では約54億円ぐらいに推定するということを言っているんです。これらについては県独自でも若干助成してもらったら補償して、いこうという形もあるんですけども、こういう普通の雪ばかりじゃなしに、そういう水分を含んでもものすごくなつたときに、その山全体が積雪によってやられてくるという形になってくると、

これは対策についても何ぞいい方法がないやろかなということを私は思うわけなんですけれども、ここら辺は地域によって違いますので、全国的な形ではないと思いますけども、特に水分を含んだ雪、それによって倒木があったと。せっかく植えつけて、一生懸命なるときに雪でパターンといってもらってはということになりますので、またその辺のところも松ばかりじゃなしに、そういう被害もありますので、そこら辺のところもひとつお汲みおき、今後の対策にしていいただければいいなというふうに思っております。

会長 どうもありがとうございました。

それでは大体、時間も来たようでございますので、本日の林政審議会懇談会及び審議会をこれで閉会させていただきたいと思えます。

御協力、どうもありがとうございました。途中、大変な難しい時間もありましたけれども。

午後4時19分 閉会